

小さな掛金、大きな補償

令和4年度  
(2022年度)

保険期間  
令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで

# スポーツ安全保険<sup>®</sup>のあらまし

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動(社会教育活動)に安心をお届けする補償制度です。  
公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、  
東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社(P.8参照)との間で保険契約を締結しています。



スポーツ活動



文化活動



ボランティア活動



スポーツ安全保険には**スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動**などを行う**4名以上**のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になれます。

**4名以上**

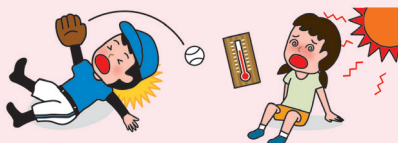
- ご加入いただける団体の例: スポーツ少年団、野球チーム、ママさんバレーチーム、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、企業・大学のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティアサークル、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、青年団、PTA、一定の資格のある指導者の団体など。
- ×家族だけの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

**3つの補償を完備** 加入手続きを行った団体の構成員を被保険者(P.5 各種解説①参照)として以下の補償が付帯されています。



## 傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償  
※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象



## 賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、**法律上の損害賠償責任**を負うことによって被った損害を補償



## 突然死葬祭費用保険

**突然死**(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



## 補償対象となる事故の範囲

■加入手続きを行った団体の活動に関する、**日本国内**での次の事故が補償の対象となります。

**団体での活動中** : 団体の管理下における**団体活動中**(注1)の事故

**往復中** : 団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅(注1)との通常の経路往復中の事故(注2)

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

(注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.5 各種解説②③をご覧ください。

(注2)自動車運転中の事故は賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

■**学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外** **学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

学校教育法に基づく**幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校**および児童福祉法に基づく**保育所**(以下「学校」と表記)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。

■**次にあげるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外**

- 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.5各種解説②の要件を満たさない場合  
(例1) ソフトボールの団体で加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合  
(例2) 自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合
- 個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合
- 個人でスキーに出かけた場合
- など

# 1 加入区分・掛金・補償額

2 3 P.2、P.3とを合わせてご覧ください。

● 団体活動を行う **4名以上** の方々でご加入ください。

加入対象者	加入区分 加入区分は加入者ごとにご選択ください。年度途中での変更はできません。	補償対象となる団体活動（学校管理下を除く）	スポーツ活動	文化活動等	危険度の高いスポーツ活動	傷害保険		賠償責任保険		突然死葬祭費用保険 支払限度額		
						死亡	後遺障害（最高）	入院（1日目から/180日限度）	通院（1日目から/30日限度）			
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1	スポーツ活動	○	○	×	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故   5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
	C 64歳以下	文化活動	○	○	×							
大人 (高校生以上)	B 65歳以上	ボランティア活動	○	○	×	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故   5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
	A2 A2区分は65歳以上の方も加入できます。	地域活動	×	○	×							
全年齢	D	準備・片付け・応援・団体員の送迎	○	○	○	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故   5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
	危険度の高いスポーツ活動（指導・審判を含む）	○	○	○								
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	AW	危険度の高いスポーツ活動	○	○	×	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故   5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	CW 64歳以下 WEB加入限定	個人活動も対象	○	○	×							
大人 (高校生以上)	BW 65歳以上 WEB加入限定	準備・片付け・応援・団体員の送迎	○	○	×	4,850円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故   5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	CW 64歳以下 WEB加入限定	個人活動も対象	○	○	×							
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	AW	危険度の高いスポーツ活動	○	○	×	5,000円	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故   5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	BW 65歳以上 WEB加入限定	個人活動も対象	○	○	×							

中途加入・中途脱退の場合でも年間掛金を適用します。

年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日目から/ 180日限度)	通院 (1日目から/ 30日限度)		
800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故   5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
1,850円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故   5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
1,200円	団体活動中とその往復中	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故   5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故   5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
11,000円	団体活動中とその往復中	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故   5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
1,450円	団体活動中とその往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故   5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故   500万円	対象外
4,850円	団体活動中とその往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故   5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故   500万円	対象外
5,000円	団体活動中とその往復中	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故   5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故   500万円	対象外

傷害保険 入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.4傷害保険「支払われる保険金」(5)をご覧ください。

賠償責任保険 自動車事故によって賠償責任を負った場合は対象外となります。P.5賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)⑨をご確認のうえご加入ください。

▲ 全ての加入区分におけるご注意 ■ この保険は同一団体で1口しか加入できません。■ 複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。



# 3 ご加入方法



令和4年度をもって加入依頼書での加入受付を廃止します。スムーズな移行のため、令和4年度初回加入よりインターネットをご利用ください。

簡単・便利



ご加入はインターネット(スポあんネット)から

スポーツ安全協会

検索

スポーツ安全協会のホームページ上の「スポあんネット」へのリンクから接続できます。

「スポあんネット」URL

<https://www.spokyo.jp/spoannet.html>



## STEP① IDを取得

「スポあんネット」を利用するための会員登録を行い、会員IDを取得してください。

※昨年度「スポあんネット」でご加入の場合は、昨年度加入時の会員IDを使用できます。



## STEP② 名簿作成・登録

「スポあんネット」にログインをし、団体員名簿を作成のうえ、掛金の支払い方法をご選択ください。支払いに必要な番号が発行されます。



## STEP③ 支払い

選択した方法で支払期限内に掛金およびシステム利用料をお支払いください。

※コンビニエンスストアまたはPay-easyでのお支払いとなります。



インターネット加入が利用できないご事情がある場合には、P.8③資料のご請求に記載の方法で加入依頼書をお取り寄せください。お手続き方法の詳細は加入依頼書の表紙をご確認ください。(東京都の団体はインターネット加入のみの受付です。)

<p>補償期間</p>	<p>加入手続日<sup>(注)</sup>が令和4年3月31日以前の場合 <b>令和4年4月1日午前0時から</b></p> <p>加入手続日<sup>(注)</sup>が令和4年4月1日以降の場合 <b>加入手続日の翌日午前0時から</b></p> <p style="text-align: center;"><b>令和5年3月31日 午後12時まで</b></p> <p>※インターネット加入による4月1日以降の追加加入手続きで、大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす場合、団体への入会手続き完了時から補償開始となります。</p>	<p>(注) 加入手続日とは次の日をいいます。</p> <p><b>インターネット加入の場合</b> 掛金の支払日をいいます。</p> <p><b>加入依頼書での加入の場合</b></p> <p>①指定銀行窓口での手続きは掛金の振込日 ②郵便局(ゆうちょ銀行)で振込むなど加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日</p>
<p>加入人数</p>	<p>令和4年度の初回加入時には<b>4名以上</b>のご加入が必要です。(追加加入の際には、1名からでもお手続きができます。)</p>	
<p>中途加入 中途脱退</p>	<p>途中で団体員が増えた場合には、追加加入する団体員のみを記入・入力の上、お手続きください。<b>中途加入をする場合でも年間掛金が適用されます。また、中途脱退する場合は、掛金の返戻はありません。</b>(加入後の加入者の入替はできません。)</p>	
<p>証拠書類</p>	<p>この保険契約の保険証券は保険契約者である(公財)スポーツ安全協会に対して発行されており、各団体・被保険者に対して保険証券は発行されません。<b>インターネット加入の場合は団体員名簿および掛金支払時の領収書(加入依頼書での加入の場合は加入依頼書②(代表者控))が加入者証の代わりとなります。</b></p>	
<p>団体情報の変更</p>	<p>加入手続後に団体情報(団体名、代表者情報)の変更があった場合には変更手続きが必要です。インターネット加入の場合はログイン後、「各種変更」よりお手続きください。加入依頼書での加入の場合は「団体情報変更ハガキ」を郵送にてご提出ください。</p>	



**加入手続きに不備があると、保険金が支払われないことがあります。**

- 団体員の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。
- 年度途中での加入区分の変更はできません。
- **金額不足**、必要事項(加入者の氏名漢字、性別、年齢など)の記入誤り、漏れがないことをご確認ください。

# 重要事項説明書

このページはインターネット(スポあんネット)でのご加入にて特化した内容となっております。加入依頼書を利用して加入手続きをされる場合は加入依頼書に記載されている重要事項説明書をよくお読みください。

## 制度概要・注意喚起情報のご説明

- 制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きをいただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被保険者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意ください。重要な情報をお知らせするために必ずお読みください。
- 本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「(公財)スポーツ安全協会ホームページ」に掲載されている保険約款等により、ご不明点等については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までご連絡ください。
- 団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。

## 制度概要の説明

1. **制度の仕組み**: スポーツ安全保険は、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険からなります。
2. **契約者**: スポーツ安全保険は、公益財団法人スポーツ安全協会に加入依頼手続きを行った社会教育関係団体の構成員を被保険者として、同協会が取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(令和4年4月予定。以下同様)との間に一括契約をしています。



3. **補償期間**: 令和4年4月1日午前0時から令和5年3月31日午後12時まで。ただし、令和4年4月1日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前0時からとなり終期は令和5年3月31日午後12時までです。

### 4. 加入条件:

- ① 加入対象者: 4名以上の社会教育関係団体
- ② 補償額、掛金: 加入区分・掛金・補償額をご覧ください。
- ③ 被保険者: 加入依頼手続きを行った際に提出をした団員名簿に記載のある方が被保険者となります。賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とし、前記の統括は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

5. **補償の内容**: 日本国内において被保険者の所属する団体の管理下における団体活動中および団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。ただし、学校および保育所の管理下を除きます。詳細は**2. 支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合**をご覧ください。

- ① 傷害保険: 急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)に起因する死亡、後遺障害、入院、手術、通院
- ② 賠償責任保険: 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したることによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
- ③ 突然死葬祭費用保険: 急性心不全、脳内出血などによる、被保険者の突然死に際し、親族が葬祭費用を負担した場合  
※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。

6. **満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金**: この制度には、満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金はありません。

## 注意喚起情報

1. **補償の重複に関するご注意**: 賠償責任の補償は、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(特約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、当保険への加入要否をご検討ください。他の保険契約のみとする場合、次の点にご注意ください。

- ① 将来、そのご契約を解約したときには、特約を含めて補償がなくなります。
- ② 同居から別居への変更等により補償がなくなることがあります。

### 2. 加入に関する注意事項等:

- (1) 加入時における注意事項  
団員名簿に必要な事項はご加入に関する重要な事項となりますので、正しくご記載・ご入力いただく必要があります。また、加入区分誤り、掛金の不足等などがあり、また、保険金が支払われないことがあります。
- (2) 加入後における留意事項  
団体名、代表者情報の変更があった場合は、スポあんネットの「各種変更」メニューにて変更してください。
- (3) 次回更新加入のお引受け  
保険金請求にあたり、約款に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

### 3. 補償開始期:

令和4年3月31日以前に加入手続きを行った場合は、令和4年4月1日午前0時から。令和4年4月1日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前0時から補償が開始されます。

4. **保険金をお支払いできない主な場合**: 学校および保育所の管理下で行われる活動は補償対象となりません。傷害保険、賠償責任保険および突然死葬祭費用保険のその他の主な免責事由は、**2. 支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合**をご覧ください。

5. **保険金のご請求・お支払いについて**: 事故が発生した場合の手続き等についてはスポあんネットの「事故通知」もしくはP.8の事故時のご連絡先までお問い合わせください。保険金のご請求にあたり、約款に定める書類のほか、各種証明または証拠となる書類を別途ご提出いただく場合があります。被保険者が保険金を請求できず、かつ、代理人がいない場合は、被保険者のご家族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として、保険金を請求できる場合があります。詳細は、**スポーツ安全協会ホームページ「事故のときは」**記載の「お問い合わせ先」もしくはP.8の事故時のご連絡先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明させていただきますようお願いいたします。(上記代理人規定は賠償責任保険には適用されません。)賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。そのため、被保険者が賠償責任保険(費用保険金を除く。)をご請求できるのは、①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合、②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合、③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合、のいずれかの場合に限られます。

6. **共同保険について**: この保険契約は、損害保険会社8社による共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。共同引受保険会社および引受割合については東京海上日動までご連絡ください。
7. **保険会社破綻時の取扱い**: 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。詳細については下記の東京海上日動までご連絡ください。
8. **個人情報の取扱いについて**: (公財)スポーツ安全協会は、スポーツ安全保険の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報を、本保険の加入受付の審査および保険契約の締結に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社8社の幹事会社である東京海上日動に提供し、引受保険会社は保険金の支払等保険契約の管理・履行およびこれらに付帯するサービスの実施等に利用します。なお、当協会における個人情報の保護方針等については「(公財)スポーツ安全協会ホームページ」、幹事会社における個人情報の取扱い方針等については「東京海上日動のホームページ」をご覧ください。
9. **被保険者からの申し出による加入取り消し**: 被保険者からの申し出により、被保険者ご自身の加入を取り消すことができる場合があります。詳細については東京海上日動までご連絡ください。なお、中途での加入取り消しの場合、返戻金はありません。

10. **ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について**:
  - ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
  - 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効となります。
    - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
    - ・死亡保険金受取人を指定する場において、その被保険者の同意を得なかつたとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
  - 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
    - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
    - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
    - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

## 東京海上日動火災保険株式会社

ご加入および保険に関するご意見・ご相談  
東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 公務第二部 文教公務室  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

☎ 0120-233-801

事故のご連絡・ご相談は、**スポーツ安全協会ホームページ「事故のときは」**もしくは本あらましP.8 事故時のご連絡先記載のお問合わせ先にて承ります。  
【受付時間: 9:00~17:00(土・祝日等はお休みです。)]

## ●(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

☎ 0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間: 平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)]

## ●ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、当補償制度にご加入団体のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご入力、ご記載いただいていること等を確認させていただきます。お手数ですが、下記事項について、再度ご確認いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

1. 当補償制度が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。
  - ① 保険金のお支払事由 ② お支払いする保険金の種類・補償金額 ③ 補償期間 ④ 掛金
  - 2. 団員名簿の加入区分、氏名、性別、年齢が正しくご入力、ご記入されているかご確認ください。
  - 3. 重要事項説明書(制度概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

# 1 加入のお問い合わせ先

(公財)スポーツ安全協会

## インターネットでご加入の場合

「スポあんネット」のご利用ガイド、よくあるご質問等をご確認ください。

<https://www.spokyo.jp/spoannet.html>



ご不明な点はお電話でご照会ください。

[固定電話] (一部IP電話を除く。)

[携帯電話等]



0570-087109

03-5510-0033

平日9:30~17:00

## 加入依頼書でご加入の場合(スポーツ安全協会 各都道府県支部)

北海道*	011-820-1709
青森県	017-718-1136
岩手県	019-648-0400
宮城県	022-356-6066
秋田県	018-883-0360
山形県	023-642-8321
福島県	024-526-4600
茨城県	029-297-7600
栃木県	028-612-5178
群馬県*	027-237-0832

埼玉県	048-779-9580
千葉県	043-254-0075
神奈川県*	045-311-0653
新潟県	025-287-8080
山梨県	055-243-3920
長野県	026-219-2474
静岡県	054-262-3039
岐阜県	058-295-6360
愛知県	052-264-4048
三重県	059-372-8100

富山県	076-429-1230
石川県	076-268-3100
福井県*	0776-34-2719
滋賀県	077-523-3860
京都府	075-692-3459
大阪府	06-6643-5234
兵庫県	078-332-2380
奈良県	0742-22-5791
和歌山県	073-433-8390
鳥取県	0857-26-7802

島根県	0852-21-5388
岡山県	086-201-3811
広島県	082-223-7865
山口県	083-921-6185
徳島県	088-684-3660
香川県	087-833-1583
愛媛県	089-911-1199
高知県	088-820-1755
福岡県	092-622-5775
佐賀県	0952-30-7716

長崎県	095-845-2926
熊本県	096-213-9015
大分県	097-552-0400
宮崎県	0985-55-3136
鹿児島県	099-813-1108
沖縄県	098-857-0017

\*北海道、群馬県、神奈川県、福井県支部は、月曜日休み。

平日のみ\*

# 2 事故時のご連絡先(保険金請求先・事故通知方法)

東京海上日動

平日 9:00~17:00

北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027 / 011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	東海	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057 / 052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	北陸・近畿	富山 石川 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067 / 06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
関東・中信越	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野	中国・四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085 / 082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
東海	静岡	九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095 / 092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

### ケガをされたとき



速やかに事故通知ハガキを利用し、東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。インターネット加入の場合は、スポあんネットから事故通知ができます。

- ①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無

\*事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式が直接送付されます。  
\*入通院保険金請求額の合計が30万円以下の場合、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。

### 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき



速やかに電話で上記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者氏名、電話番号 ③加害者および負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物損(\*)の程度など

(\*)物損については、状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。  
\*示談交渉は被保険者(加害者)に行っていただけます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

### 突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき



速やかに事故通知ハガキを利用し、東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。インターネット加入の場合は、スポあんネットから事故通知ができます。

- ①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因(病名)

**ご注意** 事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。  
保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

# 3 資料のご請求

各種資料のご請求は、スポーツ安全協会ホームページまたはお電話(☎0120-222-410\*)で受付けております。

\*平日 9:00~17:00 資料請求以外のご照会はお受けできません。

スポーツ安全保険

検索

インターネットでもご請求できます!



この保険の詳細は、スポーツ安全協会ホームページに掲載されている保険約款および特約書によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。また、団体構成員の皆様へ『スポーツ安全保険のしおり』等を配布し、本保険について周知いた度よう願っています。当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・スポーツ安全協会傷害保険特約(就業中担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

## 公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光とビル8階  
URL: <https://www.sportsanzen.org>

幹事保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階  
担当課: 公務第二部 文教公務室 ☎0120-233-801

(共同引受保険会社(令和4年4月予定))

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災  
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保  
令和3年12月作成 21-T04201